

発議第 1 号

令和6年 3月 5日

城里町議会議長 阿久津 則男 様

提出者 城里町議員定数等調査検討特別委員会
委員長 片 岡 藏 之

城里町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和6年城里町条例第 号

城里町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
城里町議会議員の定数を定める条例（平成21年城里町条例第22号）の一部を次のよう
に改正する。

本則中「14人」を「12人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以降初めて告示される一般選挙から適用する。

城里町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	現 行
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、城里町議会議員の定数を<u>12人</u>と定める。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、同日以降初めて告示される一般選挙から適用する。</u></p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、城里町議会議員の定数を<u>14人</u>と定める。</p>

発議第 2号

令和6年 3月 5日

城里町議会議長 阿久津 則男 様

提出者 城里町議員定数等調査検討特別委員会
委員長 片岡 藏 之

城里町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和6年城里町条例第 号

城里町議会委員会条例の一部を改正する条例

城里町議会委員会条例（平成17年城里町条例第159号）の一部を次のように改正する。
第2条に次の1号を加える。

- (3) 予算・決算常任委員会 13人
予算，決算の事務に関する事項

第2条に次の2項を加える。

- 2 議員は，前項第1号及び第2号に規定する常任委員会のいずれか一の委員となるものとする。
3 議長を除く議員は，第1項第3号に規定する予算・決算常任委員会の委員となるものとする。

第6条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り上げる。

第7条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第2条第1項第3号の予算・決算常任委員会の委員長は副議長の職にある者を、副委員長は議会運営委員会の委員長の職にある者をもって充てる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

城里町議会委員会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条 (略) (常任委員会の名称, 委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称, 委員の定数及び所管は, 次のとおりとする。 (1) (略) (2) (略) (3) <u>予算・決算常任委員会 13人</u> <u>予算, 決算の事務に関する事項</u></p> <p><u>2 議員は, 前項第1号及び第2号に規定する常任委員会のいずれか一の委員となるものとする。</u></p> <p><u>3 議長を除く議員は, 第1項第3号に規定する予算・決算常任委員会の委員となるものとする。</u></p> <p>第3条～第5条 (略) (委員の選任)</p> <p>第6条 (削除) (略) <u>2 (略)</u> <u>3 (略)</u> <u>4 (略)</u> <u>5 (略)</u> (委員長及び副委員長)</p> <p>第7条 (略) 2 (略) <u>3 第2条第1項第3号の予算・決算常任委員会の委員長は副議長の職にある者を, 副委員長は議会運営委員会の委員長の職にある者をもって充てる。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p>	<p>第1条 (略) (常任委員会の名称, 委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称, 委員の定数及び所管は, 次のとおりとする。 (1) (略) (2) (略) (追加) (追加) (追加)</p> <p>第3条～第5条 (略) (委員の選任)</p> <p>第6条 <u>議員は, 少なくとも一の常任委員となるものとする。</u> <u>2 (略)</u> <u>3 (略)</u> <u>4 (略)</u> <u>5 (略)</u> <u>6 (略)</u> (委員長及び副委員長)</p> <p>第7条 (略) 2 (略) (追加)</p> <p><u>3 (略)</u></p>

第8条～第28条（略）

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第8条～第28条（略）

城里町議会議長辞職の許可について

地方自治法第 108 条の規定により城里町議会議長辞職の許可を求める。

令和 6 年 3 月 5 日

城里町議会副議長 片岡 藏之

令和 6 年 月 日

選挙第 1 号

城里町議会議長選挙について

地方自治法第 103 条第 1 項の規定により議長を選挙する。

令和 6 年 3 月 5 日 提 出

城 里 町 議 会

令和 6 年 月 日 次の者当選

城里町議会副議長 片岡 藏之

住 所	氏 名	生 年 月 日
城里町大字		年 月 日

城里町議会副議長辞職の許可について

地方自治法第 108 条の規定により城里町議会副議長辞職の許可を求める。

令和 6 年 3 月 5 日

城里町議会議長 三村 孝信

令和 6 年 月 日

選挙第2号

城里町議会副議長選挙について

地方自治法第103条第1項の規定により副議長を選挙する。

令和6年 3月 5日 提出

城里町議会

令和6年 月 日 次の者当選

城里町議会議長 三村 孝信

住 所	氏 名	生年月日
城里町大字		年 月 日

城里町議会常任委員会委員の選任について

城里町議会委員会条例第6条第2項の規定により、常任委員会委員を別紙のとおり選任する。

令和6年 月 日

城里町議会議長 三村 孝信

各 常 任 委 員 会

委員会名	委 員 長	副委員長	委 員
総務民生			
教育産業			

城里町議会運営委員会委員の選任について

城里町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議会運営委員会委員を別紙のとおり選任する。

令和6年 月 日

城里町議会議長 三村 孝信

議会運営委員会

(7人)

委員長	副委員長	委員

選挙第3号

笠間地方広域事務組合議会議員の選挙について

笠間地方広域事務組合同規約第5条の規定により、同組合の議会議員2人を選挙する。

令和6年 3月 5日 提出

城里町議会

令和6年 月 日 次の者当選

城里町議会議長 三村 孝信

住 所	氏 名	生年月日
城里町大字		年 月 日
城里町大字		年 月 日

任期限：令和8年3月23日

選挙第4号

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、同広域連合の議会議員1人を選挙する。

令和6年 3月 5日 提出

城里町議会

令和6年 月 日 次の者当選

城里町議会議長 三村 孝信

住 所	氏 名	生年月日
城里町大字		年 月 日

任期限：令和7年3月19日

議案第29号

城里町監査委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

選出区分	住 所	氏 名	生年月日
議 員	城里町大字	阿久津 則男	

任期 議会の同意の翌日から議員の任期

令和6年 3月 5日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和6年 月 日